

# 第 1 章



## 第1章

## 計画策定にあたって

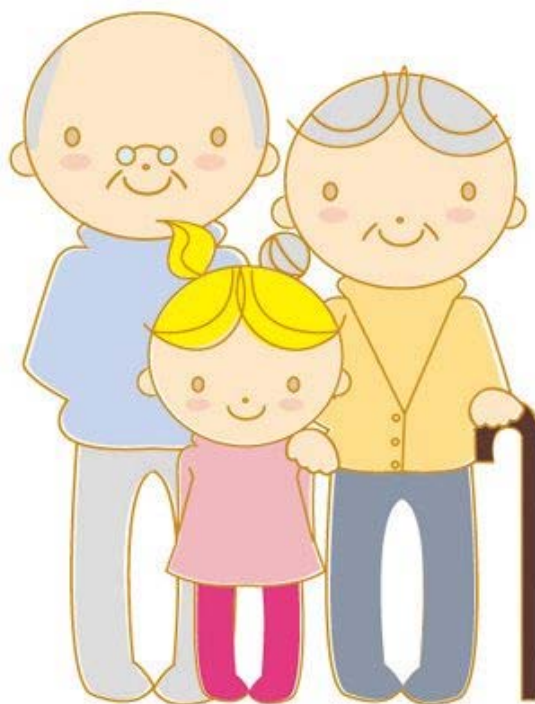
## 1. 計画策定の趣旨

小矢部市では、平成15年(2003年)3月に「小矢部市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や施策の方向性を定め、各種施策に総合的かつ計画的に取り組んできました。

この結果、男女共同参画は、地域や家庭などにおいて、着実に進展しています。しかしながら、小矢部市においては、女性の就業者の割合は高いものの、性別による役割分担意識(固定的性別役割分担意識)が根強く残っていることや政策・方針決定過程などへの女性の参画が進んでいないこと、さらに、今までは表面化されなかった配偶者やパートナーからの暴力など新たな問題も顕在化しています。

こうした課題や急速に進行している少子高齢化などの社会情勢の変化に対応していくためには、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、対等な構成員として、力を合わせ、責任を担いながら、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このようなことから、「小矢部市男女共同参画プラン」の成果や問題点等をふまえ、新たな課題や取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するため、「小矢部市男女共同参画推進プラン(第2次)」を策定するものです。



## 2. 計画の構成・期間と位置づけ

### (1) 計画の構成・期間

この計画は、「基本理念」に基づき、「基本目標」を定めます。基本目標の推進を図る「目標別計画」においては、それぞれに「重点課題」を示し、その対応策としての「施策の方向」と「具体的施策」を掲げます。

この計画は、平成25年度から平成34年度までの10ヶ年を計画期間とします。実施計画については、取組の主体等を示すとともに、平成29年度末までを前期とする「成果指標」を示します。

なお、計画の推進状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。



### (2) 計画の位置づけ

男女共同参画社会の推進は、「第6次小矢部市総合計画」（以下総合計画）に基づいて取り組むものであり、総合計画においては、基本目標「市民がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち」の中で、「男女共同参画社会の推進」を位置づけ、「女（ひと）と男（ひと）がともに尊重し合い、生き生きと生活できる社会を目指す」ことが示されています。

また、本プランは、総合計画に掲げられている関連施策を、男女共同参画の視点から再構成するものであり、その整合性に配慮するとともに、その取組の充実を図ろうとするものです。



### 3. 計画策定の背景

#### (1) 男女を取り巻く環境の変化

##### 1) 少子高齢化の進展

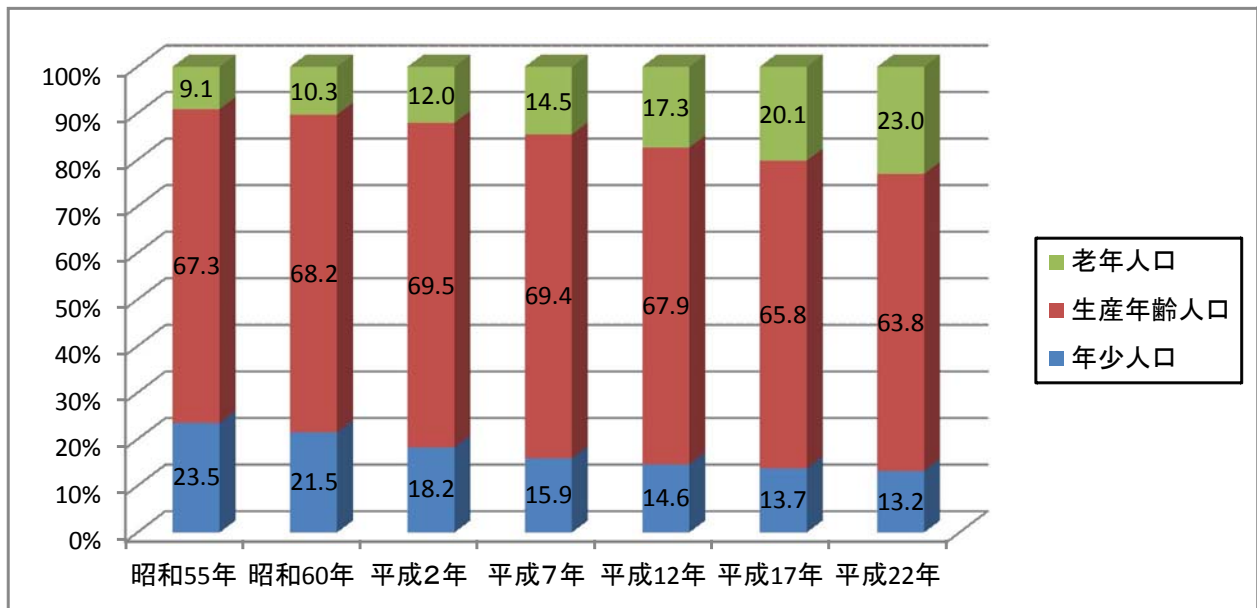
日本の人口に占める高齢者の割合は年々増加を続けており、老年人口率(65歳以上の人口割合)は昭和55年に9.1%であったものが、平成22年では23.0%となり、一方、年少人口率(14歳以下の人口割合)は昭和55年に23.5%であったものが、平成22年には13.2%に減少しています。

また、合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数)については、若干増加しているものの人口維持の目安とされる2.08にはほど遠い状況です。

このように老年人口率が年少人口率を上回る傾向が続くと予測されることから、少子高齢化はますます進行すると考えられます。

こうした少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口率(15歳以上64歳以下の人口割合)は今後とも減少し続けると予測され、社会的扶養や介護などにかかる負担の増大が懸念されます。

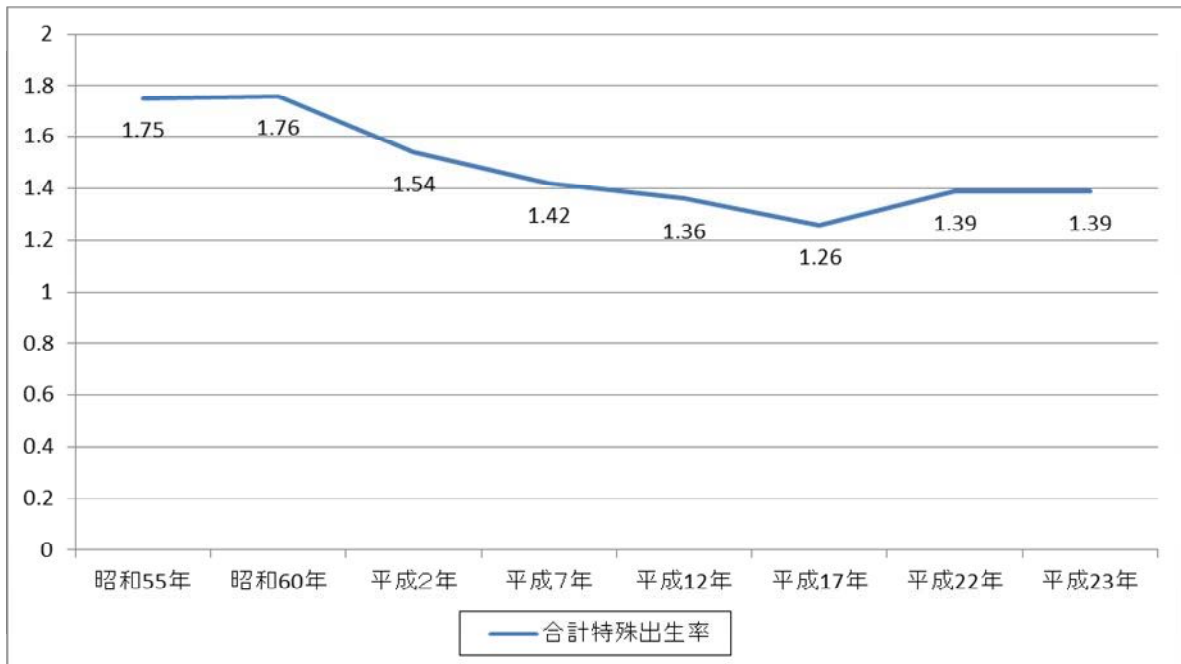
わが国の年齢別人口の推移



注) 年少人口: 0~14歳人口 生産年齢人口: 15~64歳人口 老年人口: 65歳以上人口

※資料: 総務省「国勢調査」

わが国の合計特殊出生率の推移



※資料：厚生労働省「人口動態調査」

## 2) 女性の就業意識の高まり

日本の年齢階層別女性労働力率（注1）は、25～29歳でいったんピークを迎え、35～39歳までは減少し、40～44歳から増加に転じるM字型を示しており、平成22年においては、その減少のカーブが緩くなっているものの、依然としてM字型を形成しています。

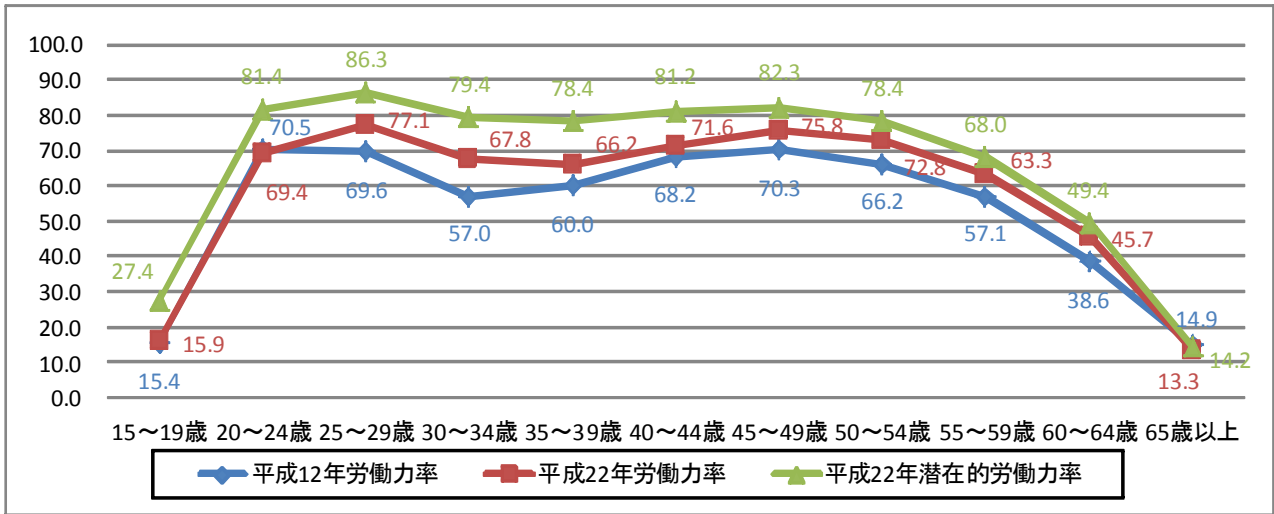
一方、就業希望者を加えた女性の潜在的な労働力率（注2）は高く、結婚・出産育児等により仕事を継続していくことの困難さがうかがえます。

また、就業に対する女性の就業意識においても継続就業を求める割合が高くなってきていることから、女性が仕事を続けていく上で、結婚や出産、育児が障害とならないよう、女性の能力が発揮され、社会に参画できるシステムづくりが求められています。

注1：年齢階層別女性労働力率・・・各年齢層の総数に対する女性労働力人口（15歳以上の就労者又は働く意志を持った女性人口）の割合。

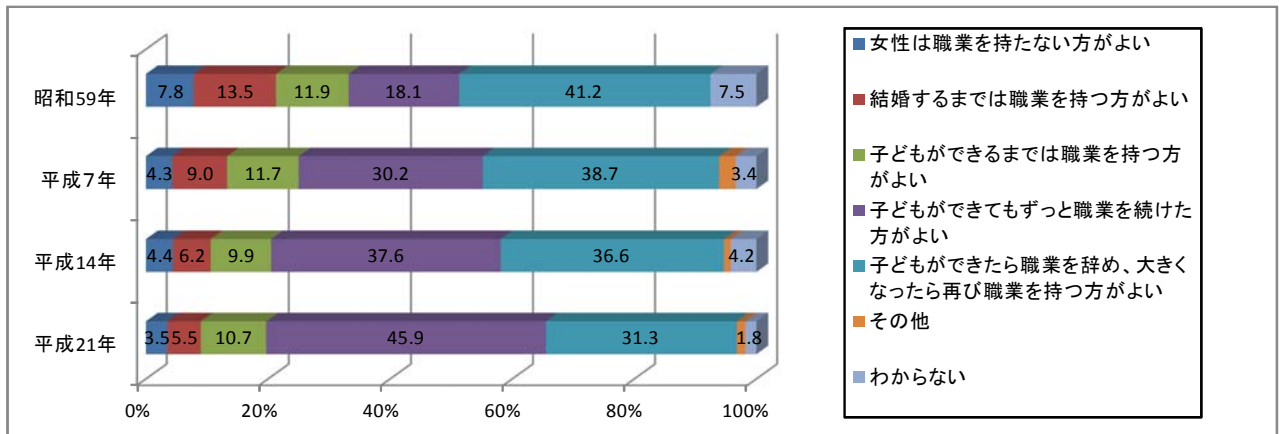
注2：女性の潜在的な労働力率・・・15歳以上の女性人口に対する女性労働力人口と女性非労働力人口のうち就業を希望する者との合計の割合。

わが国の年齢階層別女性労働力率・潜在的労働力率



※資料：総務省「労働力調査」

女性の就業意識の推移



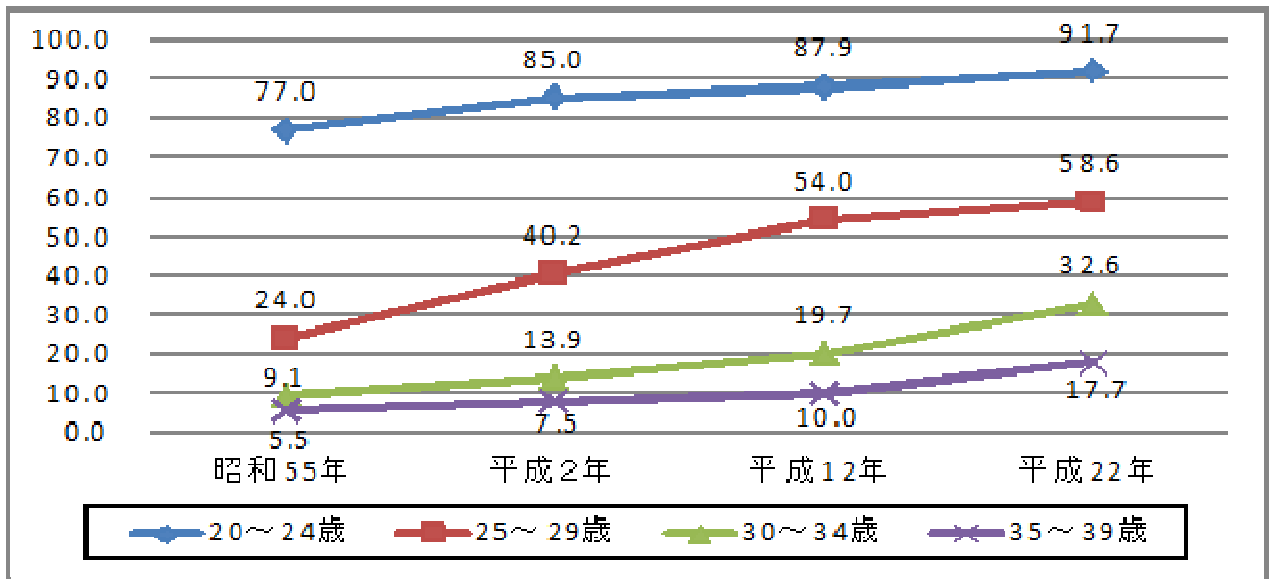
※資料：内閣府「婦人に関する世論調査」（昭和59年）  
男女共同参画社会に関する世論調査（平成7, 14, 21年）

3) ライフスタイルの変化

時代の変化とともに、人々の価値観は多様化し、そのライフスタイルも多様化してきています。女性の未婚者の割合は、いずれの年代でも増加しており、晩婚化や結婚しない道を選択する女性が増えつつあります。

男性においても、経済の停滞から生じる雇用システムの変化や男性自らの意識の変化などにより、従来の仕事中心の生き方から、家庭生活や個人としての生きがいを重視する人が増えてきています。今後とも、このような傾向がますます強まることが予想され、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思により様々なライフスタイルを選択できる社会の形成が求められてきます。

## わが国の年齢階層別未婚者割合の推移（女性）



※資料：総務省「国勢調査」

## 4) 経済活動と雇用の低迷

平成20年9月のリーマンショックは、その後全世界規模の金融危機に発展しました。日本経済も世界的な景気後退の影響を受け、急速に景気が悪化することとなりました。その後徐々に景気の持ち直しの動きが見られるようになっていましたが、平成23年3月の東日本大震災で国内経済は再び大きな打撃を受けて、国内経済の回復は先行き不透明となっています。

経済環境の沈滞は、雇用削減による失業率の上昇や有効求人倍率の低迷、派遣社員の雇用調達などに直結し、今後も雇用情勢は厳しい状況が続くと予想されています。

こうした経済・雇用状況を踏まえ、将来にわたり持続可能で弾力性と活力に富んだ社会の構築が、わが国の重要な課題となっています。

## 5) ボランティア意識とまちづくりに対する市民意識の高まり

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被災地も極めて広い地域に及ぶ未曾有の大災害となりました。その歴史的苦難からの復旧・復興に大きな役割を果たしたのが、全国から駆けつけたボランティアの人々でした。これまでは、一般に世代があがるほどボランティア活動を行う割合は高くなる傾向があるとされてきましたが、近年ボランティア活動が学校教育課程でも取り上げられ、ボランティア経験のある人の割合は、29歳以下が最も高いという結果が出ています。

一方、市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かし

た施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっていることから、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていくことが必要とされています。



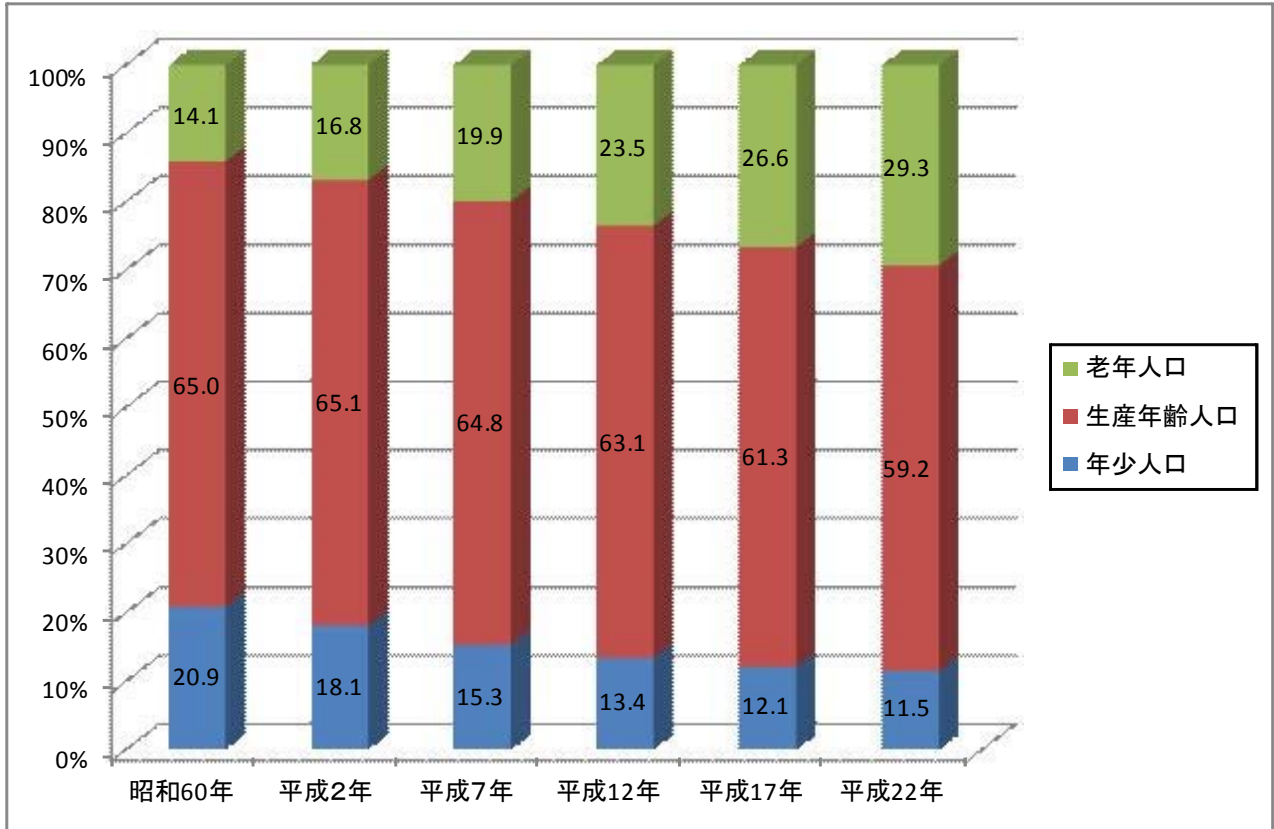


(2) 小矢部市の現況

1) 年齢別人口・世帯人員別世帯数の推移

小矢部市においても、高齢者の割合は年々増加を続けており、老年人口は、昭和60年に14.1%であったものが、平成22年では、29.3%（国23.0%、県26.2%）となり、一方で年少人口は20.9%から11.5%（国13.2%、県13.0%）と減少しています。

年齢別人口の推移



注) 年少人口：0～14歳人口 生産年齢人口：15～64歳人口 老年人口：65歳以上人口

※資料：総務省「国勢調査」

世帯人員別世帯数

	人口	世帯数	一般世帯						施設等の世帯	
			世帯数	世帯人員	1～2人	3～4人	5～6人	7人以上	世帯数	世帯人員
昭和60年	36,711	8,417	8,404	36,134	1,526	3,022	2,950	906	13	577
平成2年	36,374	8,613	8,564	35,763	1,887	2,955	2,789	933	40	601
平成7年	35,785	9,111	9,081	35,174	2,638	3,037	2,510	896	30	611
平成12年	34,625	9,329	9,306	33,930	3,031	3,300	2,278	697	22	694
平成17年	33,533	9,535	9,502	32,572	3,513	3,429	1,980	576	30	957
平成22年	32,067	9,581	9,547	31,042	3,843	3,517	1,686	501	34	1,025

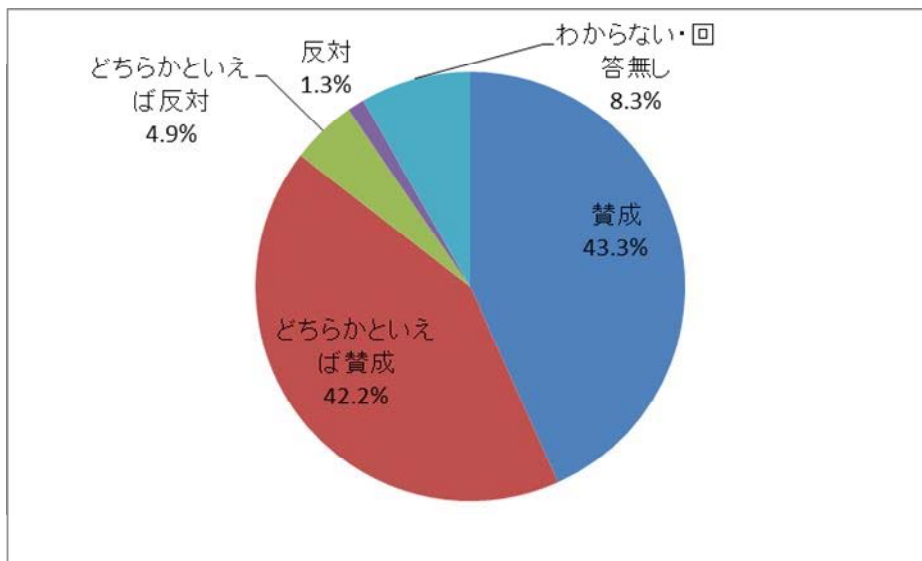
資料：総務省「国勢調査」

2) 男女共同参画に関するアンケートから

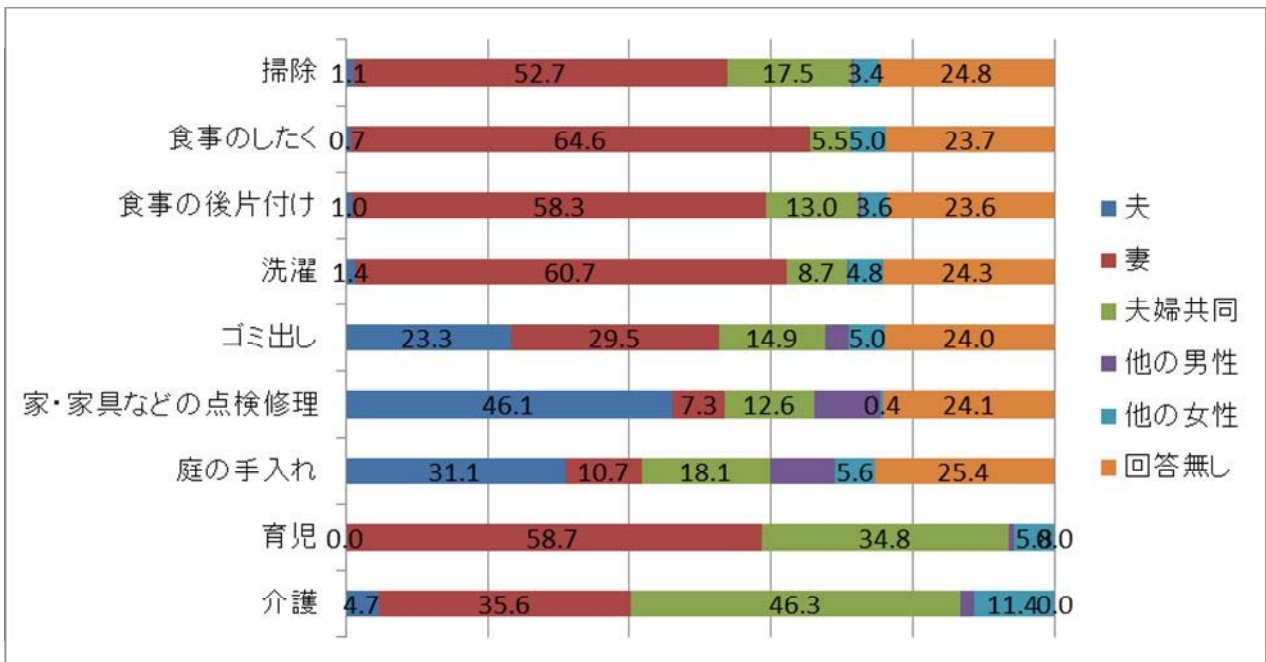
①家庭での家事・育児・介護の役割分担

男女共同参画に関するアンケート（平成24年実施）では、家庭についての夫と妻の役割については、「夫も妻も共同して家事・育児・介護をするべきである」との問いに、賛成・どちらかといえば賛成が約85%を占めていますが、実際の役割分担では、掃除・洗濯・食事の支度については、妻の役割が大きくなっています。また、育児では、妻が58.7%、夫婦共同が34.8%、介護では、妻が35.6%、夫婦共同が46.3%と妻の役割分担が多くなっています。家庭の役割分担についての意識は変わってきていますが、実際の役割分担では、相変わらず妻の役割が大きいことから、今後、男女共同参画を進めるにあたって解消していくべき課題となっています。

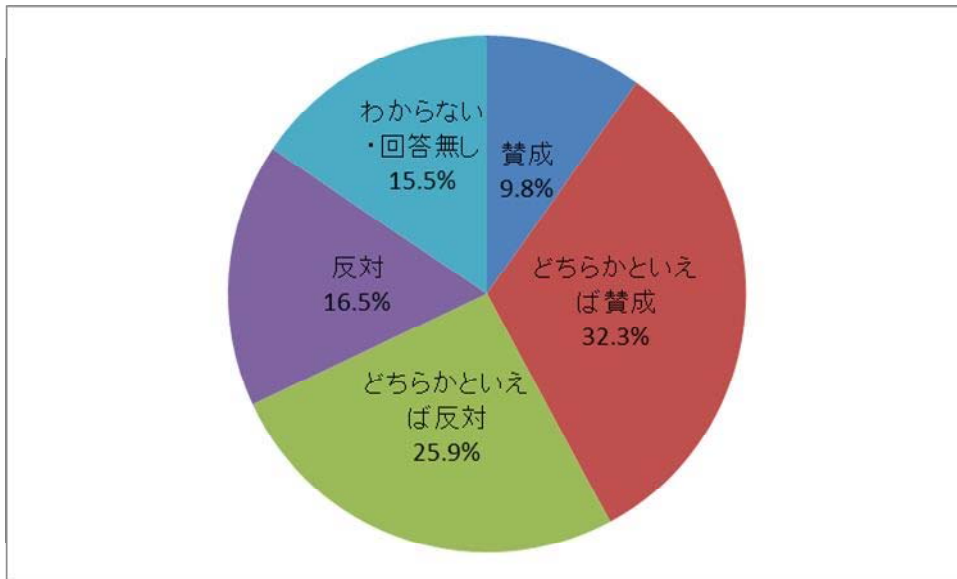
夫も妻も共同して家事・育児・介護をするべきである



あなたの家庭で主に誰が分担していますか



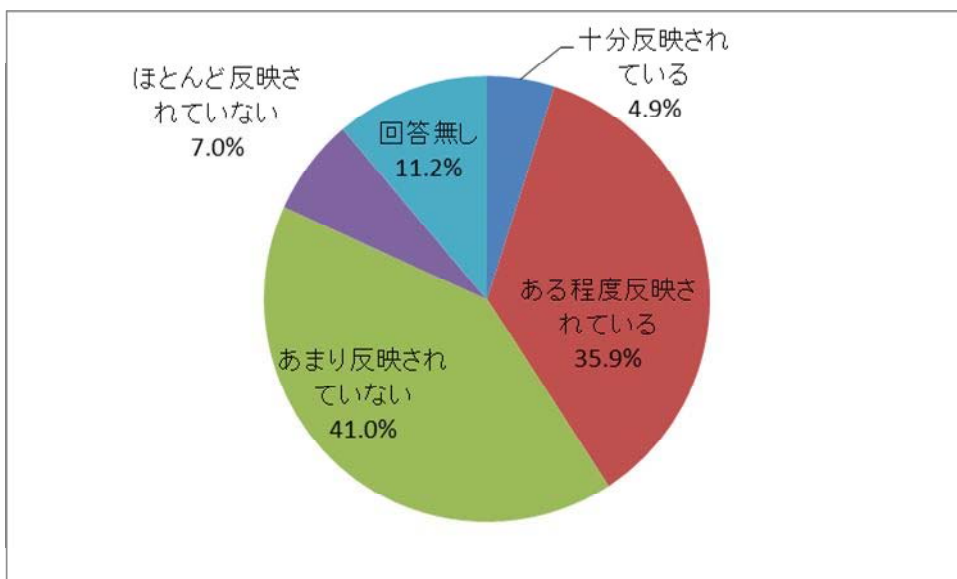
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



②政策・方針決定過程などへの女性の参画

アンケートでは、「女性の意見が政治や行政にどのように反映されているか」の問いに、48%の人があまり反映されていない・反映されていないと答えています。反映されない理由としては、「社会の仕組みが女性に不利である」「男性の認識、理解が足りない」という回答がともに約4割を占めています。女性の意見を政治や行政に反映させるためには、いかにして政策・方針決定過程などへの女性の参画を進めていくかが課題となっています。

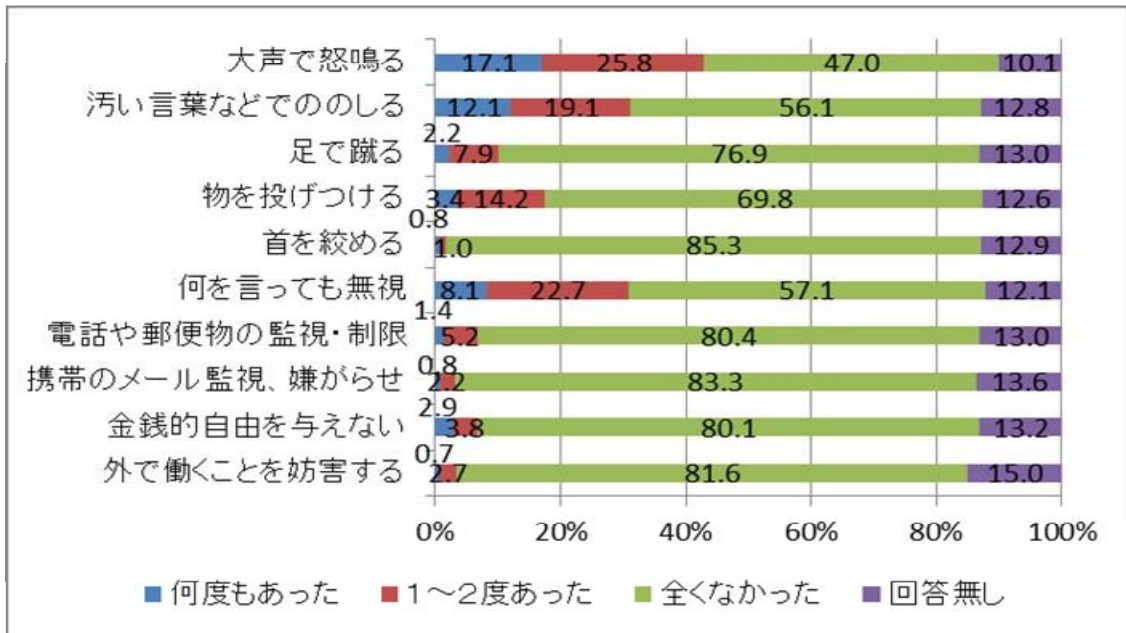
女性の意見が政治や行政にどのように反映されているか



③配偶者やパートナーからの暴力

近年、配偶者やパートナーからの暴力が新たな問題として顕在化しています。アンケート結果でも、「大声で怒鳴る」「汚い言葉や人格を否定するような言葉でののしる」「何を言っても無視」の回答が、「何度もあった」「1～2度あった」を合わせると30%を超えていることから、本市においても、早急に解決すべき問題となっています。

DV暴力を受けたことがありますか



※男女共同参画に関するアンケート

- 1 実施目的 小矢部市男女共同参画プラン（第2次）の基礎資料とする。
- 2 実施期日 平成24年2月24日（木）
- 3 回収期間 平成24年2月27日～5月1日
- 4 対象者 小矢部市在住の20歳以上の1400人を無作為抽出
- 5 結果 回答数 713件



### (3) 世界・国・県・小矢部市の動き

#### 1) 世界の動き

国際連合は、女性の地位向上を目指した世界的な規模の行動を行うため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国連婦人の10年」としました。同年にはメキシコシティにおいて「第1回世界女性会議」が開催され、以降この会議は、女性自身による国際的な連帯と女性問題解決のための行動の輪を広げる場として、重要な役割を果たしています。会議では、「世界行動計画」が採択され、女性が社会のあらゆる分野に参加し、男性と差別されることなく社会的、経済的な権利を享受するとともに、社会の進歩に貢献すべきことを基本理念として、その目標のために取り組むべき具体的な課題を示しました。

「人間自由、尊厳、権利についての平等」をめざして、各国において、活発な行動が展開されるようになりました。特に、1979年（昭和54年）に採択された「女子差別撤廃条約」は、「女子に対する差別が依然として広範に存在している」事実を重視して、改めて男女平等の実現に向けて実効性のある行動を展開する決意を示しており、批准各国の取組の指針となっています。

1995年（平成7年）の北京における「第4回世界女性会議」では、「女性の権利は人権である」ことを確認し、女性のエンパワーメントのための取組強化や各分野でのパートナーシップの確立などを盛り込んだ行動要綱が採択され、「国際婦人年」以来目標として掲げてきた「平等・開発・平和」への行動をより具体的に展開していくことが合意されています。

2000年（平成12年）6月に国連特別総会「女性2000年会議・21世紀に向けての男女平等・開発・平和」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動要綱実施のためのさらなる行動とイニシアチブ」（いわゆる成果文書）が採択されました。

また、2005年（平成17年）の第49回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認して、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言を採択し、2010年（平成22年）第54回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

#### 2) 国の動き

わが国でも、女性関係施策を総合的かつ効果的に推進していくための組織づくりに着手し、1975年（昭和50年）、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置しました。1977年（昭和52年）、「国内行動計画」を策定し、向こう10年にわたる具体的な取組を示しました。

この計画に従い、「女子差別撤廃条約」の批准（1985年、昭和60年）

に向けて国籍法、国民年金法、労働基準法などの改正及び学校における家庭科教育の見直しが行われました。また、昭和60年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（いわゆる「男女雇用機会均等法」）」が制定されました。

1991年（平成3年）には、「育児休業法」が制定され、1995年（平成7年）には「ILO156号条約」も批准されました。

また、1996年（平成8年）7月には男女共同審議会から「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて、それに基づき「男女共同参画2000年プラン」が同年12月に制定されています。

一方、1999年（平成11年）6月には男女共同参画社会基本法が制定され、これまで自治体で自主的に制定されてきた行動計画（男女共同参画プラン）が、都道府県ではプラン策定義務、市町村ではプラン策定努力としてうたわれました。

2000年（平成12年）には、基本法に基づく初めての基本計画である（男女共同参画基本計画）（以下「基本計画」）が閣議決定されました。基本計画では、11の重点目標を掲げ、平成22年度までを見通した施策の基本的方向と平成17年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

2001年（平成13年）に中央省庁等改革において、新たに設置された内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置されるなど、男女共同参画に向けた推進体制が格段に充実・強化されました。

また、2001年（平成13年）4月には、女性に対する暴力に対して、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（略称：配偶者暴力防止法）」が公布（2002（平成14）年より完全実施）されました。

2005年（平成17年）7月には、男女共同参画会議から「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」の答申を受けて、同年12月に、男女共同参画基本計画の改定が閣議決定され「第2次」としました。総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第1部において、男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項を示し、第2部において、施策の目標、基本的方向及び具体的な施策の内容を示しました。第3部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示しました。

2007年（平成19年）4月には、「改正男女雇用機会均等法」が施行され、男女双方に対する性別を理由とする差別的取り扱いに禁止範囲を拡大し、間接差別、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取り扱いの禁止、男女双方の労働者を対象とするセクシュアル・ハラスメント防止措置の拡充、均等法に基づく報告をしない又は虚偽の報告をした事業主に対する過料等が盛り込まれました。

2007年（平成19年）12月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、2008年（平成20年）には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

2010年（平成22年）7月、国は男女共同参画会議から「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を受けて、基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとして、2010年（平成22年）12月に、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

### 3) 県の動き

富山県においては、1981年（昭和56年）に「婦人の明日を拓く富山県行動計画」、1987年（昭和62年）には、「21世紀をめざすとやま女性プラン」を策定し、1992年（平成4年）には「新とやま女性プラン」を策定し、女性の地位向上の取組を進めてきました。

1997年（平成9年）には、策定より5年が経過した「新とやま女性プラン」をこの間の社会情勢や県民意識の変化に対応するため、新たに「とやま男女共同参画プラン」として策定しました。同年4月には、女性の活動・コミュニケーションの拠点として、富山県民共生センター（旧女性総合センター）「サンフォルテ」が開館しています。

2001年（平成13年）4月1日には、富山県男女共同参画推進条例が公布・施行され、この条例に基づき、同年12月には「富山県民男女共同参画計画～ともに輝く共生プラン～」が策定されました。

2006年（平成18年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）が策定され、配偶者等からの暴力（DV）を容認しない社会の実現に向けた取組が推進されています。

2007年（平成19年）3月には、「富山県民男女共同参画計画（第2次）～ともに築き輝く男女共同参画社会の実現～」が策定され、「サンフォルテ」などが男女共同参画社会の実現をめざす拠点となり、幅広い活動が企画・実施されています。

2008年（平成20年）に改正DV防止法が施行され、被害者支援対策を充実させる必要があることから、2009年（平成21年）に計画が改定され、「富山県女性相談センター」が被害者支援の中核施設となり、切れ目のない支援が行われています。

また、2012年（平成24年）3月には、「富山県民男女共同参画計画（第3次）が策定されました。

### 4) 小矢部市の動き

## 第1章 計画策定にあたって

小矢部市においては、婦人会を中心として、女性の地域活動が推進されてきた中で、1992年（平成4年）に、連合婦人会をはじめとする福祉・産業・ボランティアなど各分野の23団体が結束し、「小矢部市女性団体連絡協議会」が結成され、現在に至るまで9回の「小矢部市女性議会」や「女性フォーラム」の開催など女性の地位向上や男女共同参画の実現に向けた様々な活動が展開されています。

また、小矢部市男女共同参画推進員が中心となり、男女共同参画市民フォーラムや各地区等での出前講座、各種意識調査、市広報によるPR、男女共同参画PR誌「ぼだい樹」の発行等の啓発事業に取り組んできました。

2003年（平成15年）3月には、「小矢部市男女共同参画プラン～女と男が輝く豊かなまち おやべ～」を策定し、諸施策を実施してきました。

この計画の進行管理を行うことを目的として、2006年（平成18年）に「小矢部市男女共同参画推進協議会」が設置されました。

また、2009年（平成21年）3月に策定しました第6次小矢部市総合計画において、まちづくりの目標である「人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち」を実現する政策として「男女共同参画社会の推進」を掲げ、意識啓発の推進、推進体制の充実に取り組んでいます。



小矢部市男女共同参画推進員全体会



小矢部市男女共同参画市民フォーラム